

平成 21 年 1 月 23 日

各 位

会 社 名：株式会社インター
（コード：8493 大証第二部）
代表者名：代表取締役社長 平山 秀雄
問合せ先：経営企画部長 平山 碩憲
（TEL：078-252-1234）

自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに 非上場会社化に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 23 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成 21 年 1 月 23 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、当社株式の非公開化を目的として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、これに伴い、本公開買付けを行うものであります。

なお、当社代表取締役である平山秀雄が代表取締役を務める株式会社インタープランニング（平成 20 年 9 月末日現在の当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じ。）（以下「株式所有割合」といいます。）26.32%）、当社の代表取締役社長平山秀雄（同日現在の株式所有割合 16.47%）、申碩憲氏（同日現在の株式所有割合 16.00%）、金福烈氏（同日現在の株式所有割合 3.59%）、申明順氏（同日現在の株式所有割合 2.60%）、申明恵氏（同日現在の株式所有割合 2.60%）及び申明夏氏（同日現在の株式所有割合 2.60%）（以下株式会社インタープランニング、平山秀雄、申碩憲氏、金福烈氏、申明順氏、申明恵氏及び申明夏氏を総称して「創業者一族等」といいます。）は、本公開買付けに応募しないことを確約しており、本公開買付けは、これら創業者一族等を除く株主の皆様に対して、実質的に上限を設けずに行う公開買付けとなります。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び実施する理由

①会社の概略及び経緯

当社は、中小企業、特に従業員 2 人ないし 3 人の極小規模の事業者に対し、無担保・無保証の信用貸付による事業資金の融資を目的として、昭和 57 年 9 月に株式会社阪神総業（現：株式会社インター）として設立されました。設立以来、当社は、事業を通して社会に貢献することや、お客様のニーズを第一に考え、お客様と共に発展することを企業理念として掲げ、貸金業一筋に邁進してまいりました。中小・極小規模事業者に対して無担保・無保証で資金を提供するサービスは、国が提供する制度融資や銀

行等の金融機関が提供する事業性融資、或いは消費者金融等が提供する小額金融のいずれも対応できない領域での金融サービスであったため、メイン・ターゲットである極小規模の事業者からは高い反響を得ることができ、融資残高は飛躍的に増加致しました。また、当社独自の審査プログラムの運用によって、貸倒れによる損失を極めて低い水準に維持できたことで、当社は、融資残高の増加に正比例する形で高い利益水準を確保してまいりました。

営業拠点についても、当社は、昭和 63 年 6 月の栄町支店（後の元町支店）の設置を皮切りに、平成元年 12 月に阿波座店を大阪市西区に設置するとともに、貸金業者登録を兵庫県知事から大蔵省近畿財務局長登録に変更しました。また、平成 2 年 8 月に中国地域への営業エリア拡大の拠点として岡山支店を設置し、同年 10 月には近畿圏での営業エリア拡大のために京都支店を設置しました。更に、当社は、平成 6 年 6 月に東海地域への営業エリア拡大の拠点として名古屋支店を、同年 9 月に九州地域への営業エリア拡大の拠点として福岡支店を、平成 8 年 5 月には首都圏での営業エリア拡大の拠点として東京支店を、平成 10 年 7 月には東北地域における営業エリアを拡大するために郡山支店を設置するなど、次々と全国展開を進めてまいりました。

その間、バブル経済の崩壊や平成の大不況、加えて商工ローン業者の取立て行為による社会問題等々、目まぐるしい変化を続ける社会環境の中にあつて、当社は、平成 11 年 3 月期に営業収益 102 億円、経常利益 33 億円を計上し、同年 8 月には株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部への上場を果たし、金融パブリック・カンパニーとして全国展開を更に加速させました。

その後も、当社は、積極的な店舗展開に取り組むほか、平成 13 年 10 月に新コンピュータシステムを本格稼働させ、営業基幹業務の自動化、迅速化等による業務効率の更なる向上を図りました。また、平成 14 年 4 月には金融機関の事業者向無担保ローンに対する保証受託業務を開始し、平成 15 年 3 月から新規の融資申込をフリーダイヤルで一括受付するコールセンター業務を開始するなど、様々な施策を講じて時代の要求・変化を的確に捉え、お客様に最高に満足して頂けるよう努めてまいりました。

その結果、当社は、東北地方の一部を除き、北海道から鹿児島までのほぼ全域をカバーする 41 支店のネットワークが構築され、平成 18 年 3 月期には融資残高 673 億円、従業員数 669 名、営業収益 146 億円に達する事業者ローン専業者としての発展を遂げ、業界 5 位の融資残高を有する企業へと成長するに至りました。

一方、当社は、平成 17 年 2 月にコンプライアンスの徹底を目的として、コンプライアンス推進部を新設し、同年 6 月にはコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスの徹底を企業風土として定着させるための社内体制の強化も図ってまいりました。

②業界環境の大きな変化

当貸金業界において、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号。その後の改正を含みます。）第 5 条第 2 項の法定利率と利息制限法（昭和 29 年法律第 100 号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項の法定利率との差（いわゆるグレーゾーン金利）によって生じる、いわゆる過払金及び過払金利息（以下総称して「過払金等」といいます。）の、顧客又は顧客であった者（以下「顧客等」といいます。）からの返還請求が徐々に増加傾向にあったところ、一定の要件の下でグレーゾーン部分の利息の取得を認めた、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。その後の改正を含みます。以下「貸金業法」といいます。）第 43 条の適用要件に関して、極めて厳しい判断を下した平成 18 年 1 月の最高裁判決（注）を契機として、過払金等の請求が更に増加しました。また、同最高裁判決に端を発して、平成 18 年 12 月にいわゆるグレーゾーン金利等の廃止を盛り込んだ改正貸金業法が成立致しました。これらにより、将来的に廃止されるグレーゾーン金利での貸付は事実上不可能となり、当社の事業環境にも極めて深刻な影響をもたらしました。また、当社は、日本公認会計士協会業種別監査委員会が平成 18 年 10 月 13 日に公表した「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金計上に関する監査上の取扱い」を踏まえ、会計監査人と協議した結果、過払金等の返還リスクに備えた会計処理を行うべく「利息返還損失引当金」の計上を実施したため、平成 19 年 3 月期の経営成績は 56 億円の純損失を計上する結果となりました。

加えて、貸金業界全体に対する先行き不安から、金融機関の融資姿勢が急速に慎重になり、貸出資金

の調達環境が急激に悪化しました。

以上のとおり、グレーズン金利撤廃による今後の収支悪化、過払金等の返還及び引当金計上による損失の増加、更には資金調達環境の悪化が、当社を含めた貸金業界全般の重大な収益の減少要因となっており、当社の事業環境は、将来的にも極めて厳しいものであると予想されます。

(注) 貸金業法第 43 条は、顧客の支払が任意である等の一定の要件を満たせば、貸金業者がいわゆるグレーズン金利部分の利息を顧客から適法に取得できることを認めておりますが、上記、平成 18 年 1 月の最高裁判決は、同条の適用要件である顧客の支払の任意性について、支払期日に約定の元本及び利息の支払を 1 回でも怠ったときは、当然に期限の利益を失い、直ちに残元本全部と利息、損害金を支払うとの条項がある場合には、特段の理由がない限り、認められないと判示しました。

③業界環境の変化に対する当社の取り組み及びその結果

このような業界環境の劇的な変化を受け、当社は、改正貸金業法への対応として、与信基準の引締め等、債権ポートフォリオの改善に取り組みましたが、その結果は、融資残高の減少並びにこれに伴う営業収益の減少が継続する一方で、過払金等の返還請求が急増するという厳しいものでした。こうした状況を踏まえ、当社は、ローコストオペレーションの実現による事業基盤の立て直しを図るため、損益モデルの再構築に向けた全社レベルでの抜本的なコスト構造の見直しによる経営改革に着手致しました。

具体的には、当社は、平成 19 年 8 月 31 日開催の取締役会において、大規模な店舗閉鎖による店舗網縮小及び同日現在の総従業員数（437 名）の 3 分の 2 を超える規模の希望退職者募集による大幅な人員削減を柱とするリストラ実施を決定し、実施致しました。このように、平成 18 年 9 月から順次実施してきた店舗統廃合の結果、平成 18 年 3 月末時点では 41 支店あった営業拠点数は平成 19 年 10 月末日には 9 支店となり、同じく平成 18 年 3 月末時点では 669 名いた従業員は平成 19 年 12 月末日には 128 名になるなど、店舗網及び人員構成等の事業体制を収益規模に対応する規模へと整備し、当社は、人件費を含む営業経費等の大幅な削減を図ってまいりました。

更に、業界環境の劇的な変化に伴う当社の業績悪化等により、金融機関と締結したコミットメント・ファシリティーの強制解除及び当該契約に基づく借入金（以下「ABL」といいます。）の早期償還、当社の貸付債権を裏付として発行された資産担保証券（以下「ABS」といいます。）の早期償還の開始等、金融機関からの融資も途絶える中、過払金等の返還額は増加する一方で、当社の資金事情は、金融機関への借入金返済も停止し兼ねない逼迫した状況に陥りました。そこで、当社は、上記リストラ策の実施と並行して、悪化した資金事情に対応すべく、貸付金の回収額と借入金の返済額をバランスさせ、キャッシュ・フローの改善による資金繰りの安定化を図ることを目的に、平成 19 年 7 月から平成 20 年 5 月までの間、貸付業務を停止して営業資金を留保しつつ、取引金融機関 38 先に対しては、借入金の返済猶予と約定返済額の減額を内容とした金融支援（借入金約定返済元金の変更による返済期限の延長）を要請致しました。

この結果、全取引金融機関との間で約定変更契約の締結が完了し、ABS 及び ABL の早期償還にもなんとか対応することができたほか、今後の資金繰りにおける流動性資金を一定額確保するなど、キャッシュ・フローは、当面のイベントに対応できる程度にまで改善しました。

しかしながら、貸付業務を停止したことによって融資残高は大きく減少し、金融機関からの新規の資金調達並びに ABS の新規発行が困難な状況下でありながら、平成 20 年 6 月から貸付業務を徐々に再開したものの、貸付業務は限定せざるを得ず、既存の融資を回収することで過払金等の返還請求に対応しているような状況にあり、平成 18 年 3 月末時点で保有していた融資残高 673 億円は、2 年 6 ヶ月後の平成 20 年 9 月末時点で 198 億円に減少しており、今後も減少していかざるを得ないと考えております。

平成 21 年 3 月期（以下「本年度」といいます。）の業績についても、金融機関に支払う借入金利息及び人件費等の減少などによるコスト削減効果が一定程度は見えるものの、融資残高の減少に伴い営業収益は減少し、急増した過払金等の返還請求が高水準で推移し続けていることから、平成 18 年 3 月期には 146 億円あった営業収益は、本年度第 2 四半期において 19 億円となり、経常損失に関しては 22 億円を計上しております。本年度の通期予想についても、平成 21 年 1 月 23 日に「業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しておりますように、営業収益 32 億円、経常損失 38 億円と大幅な減収・減益が見

込まれております。また、本年度第2四半期報告書における独立監査人の四半期レビュー報告書においても継続企業の前提に重要な疑義が存在している旨の追記情報が第1四半期報告書に続けて記載されました。

このような非常に厳しい状況に陥る過程において、当社は、単独での生き残りは非常に厳しいとの判断から、この非常事態から脱し貸金事業の活路を見出すべくフィナンシャル・アドバイザーをたて、適切なプロセスを経てスポンサーや資本・業務提携先の模索も致しました。しかしながら、底の見えない過払金等の返還リスクが大きなマイナス要因となり、当業界並びに当社の将来性に対する見方や評価は非常に厳しく、この非常事態を乗り切れる有力なスポンサーや提携先候補を見つけるまでには至りませんでした。その結果、当社は、第三者との提携による再生の道を閉ざされ、今までに積み上げた自己資本のみを生命線にするほかは選択肢がない状況となりました。

このように、貸金業界を取り巻く非常に厳しい経営環境において、当社は、中長期的な当社の企業価値向上を目指して様々な施策を検討し実施してまいりました。しかしながら、過払金等の返還請求とその支払は、高水準で継続しており、人員削減や金融支援によって確保できた営業資金を圧迫し続けている状況にあります。また、貸付業務についても厳しい資金繰りの中であって、顧客の資金ニーズに何とか応え、金融パブリック・カンパニーとしての社会的責任を果たすべく、経営維持に必要な資金に余剰がでる範囲の中で再開しておりますが、更なる外部からの資金調達には困難な状況にあり、新規の貸付業務を拡大するどころか、回収業務に軸足を置かなければ過払金等の返還請求に対応できないことから、新規の貸付業務は限定的とならざるを得ません。その結果として、融資残高の継続した縮小は避けがたい状況にあります。

また、仮に過払金等の返還が今後も同水準で継続した場合には、当社は、再び貸付業務を停止せざるを得ない事態に陥る可能性があります。そのような状況に陥った場合には、融資残高は更に加速度的に減少し、その影響は営業収益の更なる減少を招き、経営資源はますます縮小傾向に陥らざるを得ないことは想像に難くありません。

④本公開買付けの目的

このように貸付業務が停止、又は限定的な範囲でしか実施できない状態は、最早、貸金事業を正常に継続している状態とはいえず、当社は、貸金事業の大幅な縮小、又は貸金事業からの撤退、他事業への転換をも余儀なくされるものと認識しておりますが、実際には、貸金事業から撤退するとしても、過払金等の返還債務を負いながら他の事業への転換に活路を見出すことは極めて困難であり、企業として存続する意味が最早なくなる可能性が十分あると認識しております。

このような当社の現在の経営状況、貸金事業の収益性及び将来性等に鑑み、当社と致しましては、正常な貸金事業の継続は困難であると判断せざるを得ず、このような状況下において多くの株主の皆様は、当社の株式を保有して頂くことは、当社にとっても、株主の皆様にとってもプラスにはなり得ないばかりか、投資損失を今以上に拡大させる虞すらあると考え、事業が継続しているこの間に、当社株式の売却による投下資本回収の機会を等しくご提供することが最善の策であり、実質的に上限を設けない自己株式の公開買付けを実施することが適切な対応であると判断致しました。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

①買付価格の公正性を担保するための措置

公開買付者である当社は、本公開買付けにおける当社株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに当たり、平成20年11月下旬に第三者である算定人としてKPMG税理士法人に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として当社株式の価値の算定を依頼し、平成21年1月22日、KPMG税理士法人より株式価値算定書を取得しました。KPMG税理士法人は、市場株価平均法及びDCF法を用いて当社の株式価値を算定いたしました。市場株価平均法は、当社の収益性、資産性、将来性等の様々な要素が反映された資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法であります。また、DCF法は、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の事業計画に基づく当社の事業の将来像を反映した価値算定が可能な算定手法であります。KPMG税理士法人は、市場株価平均法では、平成21年1月22日を基準日として、当社の大阪証券取引所における1ヶ月、3ヶ月、及び6ヶ月

の単純平均株価を基に、当社株式1株当たりの価値のレンジを分析しております。また、DCF法では、当社の事業計画等の情報に基づき、当社株式1株当たりの価値を算定しております。当該株式価値算定書によると、当社の株式1株あたりの株式価値は、市場株価平均法では62円から92円及びDCF法では165円から182円のレンジで算定されております。

当社は、KPMG税理士法人が提出した株式価値算定書を参考にしうえて、過去の当社株式の株価動向や、本公開買付けが当社株式の上場廃止を企図したものであり、上場廃止となった場合には、投下資本の回収の機会を事実上限定するという点において、既存株主への影響が大きいこと等を勘案し、既存株主に対して適切なプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を平成21年1月23日の当社取締役会において175円に決定しました。なお、本公開買付価格については、平成21年12月に、独立した第三者であるなぎさ監査法人に対して、財務的見地から公正であるか否かについての意見（フェアネスオピニオン）を求め、平成21年1月23日に、財務的見地から公正であるとの意見（フェアネスオピニオン）を得ております。また、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所より法的助言を取得するなど、当社取締役会が公正かつ合理的な判断を行うために必要な情報収集にも努めてまいりました。

当社取締役会は、当該算定内容の他、上記の情報収集により取得した情報を参考として、本公開買付けにつき慎重に協議を行った結果、本公開買付価格及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、平成21年1月23日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施する旨の決議をしております。

なお、本公開買付価格は、当社が本公開買付けを実施することを決定した日（平成21年1月23日）の前営業日である平成21年1月22日までの当社株式の大阪証券取引所における終値の1ヶ月単純平均である62円（小数点以下四捨五入。以下算定の基礎及び算定の経緯において同じ。）、同3ヶ月単純平均である79円及び6ヶ月単純平均である92円に対して、それぞれ182.26%（小数点以下第三位を四捨五入。以下算定の基礎及び算定の経緯において同じ）、121.52%及び90.22%のプレミアムを加えた金額となります。

②利益相反を回避するための措置

当社の代表取締役である平山秀雄は、当社の代表取締役社長兼株主であり、本公開買付けに応募しないことを確約していること及び本公開買付けに応募しないことを確約している株式会社インタープランニングの代表取締役であることに鑑み、特別利害関係を有するものとして上記審議及び決議には参加しておりません。また、上記決議が行われた当社取締役会には、平山秀雄を除く当社取締役及び監査役の全員が出席し、決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議されております。さらに、当社のいずれの監査役も当社が本公開買付けを実施することに賛成する旨の意を表しております。

③買付価格の適正性を確保する客観的状況

また、当社は、法令に定められた公開買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに関する公開買付期間を30営業日と設定しております。公開買付期間を比較的長期間にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。

(4) 本公開買付け後の資本政策

前述のとおり、当社と致しましては、当社の現在の経営状況、貸金事業の収益性及び将来性等に鑑み、正常な貸金事業の継続は困難であると判断せざるを得ず、このような状況下においては、多くの株主の皆様が当社の株式を保有して頂くことは、株主の皆様にとってもプラスにはなり得ないばかりか、投資損失を今以上に拡大させる虞すらあり、当社株式の売却による投下資本回収の機会を等しくご提供することが最善の策であると考えております。また、当社は、今後の当社の事業に係るリスクにつきましては、当社の代表取締役社長平山秀雄をはじめとする創業者一族等に負担して頂くことが、当社及び株主の皆様にとって最適であると考えているため、本公開買付け後、当社の創業者一族等のみが当社の株式を保有することとなる手続を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①当社定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の当社定款の一部変更をして、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会を開催し、上記①ないし③を当該臨時株主総会に、上記②を普通株主による当該種類株主総会にそれぞれ付議することの検討を開始しております。

上記の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会が開催された場合には、創業者一族等は上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式については全部取得条項が付された上で、当社が所有する自己株式を除く全ての当社発行済株式が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、かかる取得の対価として交付されることとなる別個の種類当社の株式が 1 株未満の端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（1 株に満たない端数は切り捨てられます。以下同じ）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却金額（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定する予定ですが、生じる端数の数及び会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の決定内容等によっては、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は未定ですが、当社は創業者一族等が当社の発行済株式総数（自己株式を除く）の全てを所有することになるよう、創業者一族等以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるようにする予定です。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更の際には、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関連法令の定めに従って、反対株主がその有する株式の買取請求を行うことが出来る旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関連法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うに際しての必要な手続に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。なお、上記①ないし③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の創業者一族等の株式所有状況並びに創業者一族等以外の当社株主による当社株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、創業者一族等が当社の発行済株式総数（自己株式を除く）の全てを所有することとなるよう、創業者一族等以外の当社の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。

なお、本公開買付けは上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認下さい。

また、本公開買付け後、当社の創業者一族等のみが当社の株式を保有することとなる手続を実施すると同時に、本年度に生じる予定の損失計上に伴って生じる欠損の充当等のため、会社法第 447 条及び第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行う予定です。詳細については、その決定次第速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は本公開買付けを実施する立場から、公開買付期間が延長されない限り、当社における事務対応の軽減及び当社株主の混乱回避を目的として、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の基準日を（当社の平成 21 年 6 月開催予定の定時株主総会の基準日と同一の日である）平成

21年3月31日に設定することを検討しております。上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する詳細については、その決定次第速やかに開示いたします。

(5) 上場廃止となる見込み

本公開買付けにおいて買付け等を行う株式数に実質的に上限は設定されておりません。このため、当社の株式は、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の規程に従い所定の手続を経て上場廃止になる可能性があります。また、当社は、上記記載の手続により、創業者一族等が当社の発行済株式総数（但し、自己株式を除く）の全てを取得することを予定しておりますので、その場合には、当社の株式は、大阪証券取引所の規程に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。なお、上場廃止後は当社株式を大阪証券取引所において取引することはできません。また、上記記載の手続が行われる場合、当社の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類別の当社株式の上場申請は行わない予定です。

(6) 本公開買付け後の当社の経営方針

前述のとおり、当社は、本公開買付け後、当社の創業者一族等のみが当社の株式を保有することとなる手続を実施することを企図しております。

上記手続の結果、当社の創業者一族等のみが当社の株式を保有することとなった後も、当社は、貸金業界の業界環境が劇的に変化するなど特段の事情がない限り、新規の貸付業務を限定的な範囲で実施し、又は貸付業務を停止し、回収したキャッシュを過払金等の返還請求に充てることを予定しております。また、当社は、他社との合併等M&Aを実施することを予定しておらず、M&A等によって創業者一族等が経済的利益を受けることは予定されておりません。

(7) 当社と株主との間における応募にかかる重要な合意等に関する事項

株式会社インタープランニング（平成20年9月末日現在の株式所有割合 26.32%）、当社の代表取締役社長平山秀雄（同日現在の株式所有割合 16.47%）、申碩憲氏（同日現在の株式所有割合 16.00%）、金福烈氏（同日現在の株式所有割合 3.59%）、申明順氏（同日現在の株式所有割合 2.60%）、申明恵氏（同日現在の株式所有割合 2.60%）及び申明夏氏（同日現在の株式所有割合 2.60%）は、本公開買付けに応募しないことを確約しており、本公開買付けは、これら創業者一族等を除く株主の皆様に対して、実質的に上限を設けずに行う公開買付けとなります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成21年1月23日公表）

(1) 決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	3,012,000 株	527,100,000 円

(注) 発行済株式総数に対する割合 27.04%（小数点以下第三位を四捨五入）

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成21年1月26日（月曜日）から平成21年3月9日（月曜日）まで（30営業日）

② 公開買付開始公告日 平成21年1月26日（月曜日）

(2) 買付け等の価格 1株につき 金 175円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者である当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、平成 20 年 11 月下旬に第三者である算定人として KPMG 税理士法人に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として当社株式の価値の算定を依頼し、平成 21 年 1 月 22 日、KPMG 税理士法人より株式価値算定書を取得しました。KPMG 税理士法人は市場株価平均法及び DCF 法を用いて当社の株式価値を算定をいたしました。市場株価平均法は、当社の収益性、資産性、将来性等の様々な要素が反映された資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法であります。また、DCF 法は、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の事業計画に基づく当社の事業の将来像を反映した価値算定が可能な算定手法であります。KPMG 税理士法人は、市場株価平均法では、平成 21 年 1 月 22 日を基準日として、当社の大阪証券取引所における 1 ヶ月、3 ヶ月、及び 6 ヶ月の単純平均株価を基に、当社株式 1 株当たりの価値のレンジを分析しております。また、DCF 法では、当社の事業計画等の情報に基づき、当社株式 1 株当たりの価値を算定しております。当該株式価値算定書によると、当社の株式 1 株あたりの株式価値は、市場株価平均法では 62 円から 92 円及び DCF 法では 165 円から 182 円のレンジで評価されております。

当社は、KPMG 税理士法人が提出した株式価値算定書を参考にしうえて、過去の当社株式の株価動向や、本公開買付けが当社株式の上場廃止を企図したものであり、上場廃止となった場合には、投下資本の回収の機会を事実上限定するという点において、既存株主への影響が大きいこと等を勘案し、既存株主に対して適切なプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を平成 21 年 1 月 23 日の当社取締役会において 175 円に決定しました。なお、本公開買付価格については、平成 20 年 12 月に、独立した第三者であるなぎさ監査法人に対して、財務的見地から公正であるか否かについての意見（フェアネスオピニオン）を求め、平成 21 年 1 月 23 日に、財務的見地から公正であるとの意見（フェアネスオピニオン）を得ております。また、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所より法的助言を取得するなど、当社取締役会が公正かつ合理的な判断を行うために必要な情報収集にも努めてまいりました。

なお、本公開買付価格は、当社が本公開買付けを実施することを決定した日（平成 21 年 1 月 23 日）の前営業日である平成 21 年 1 月 22 日までの当社株式の大阪証券取引所における終値の 1 ヶ月単純平均である 62 円、同 3 ヶ月単純平均である 79 円及び 6 ヶ月単純平均である 92 円に対して、それぞれ 182.26%、121.52%及び 90.22%のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

(i) 買付価格の公正性を担保するための措置

公開買付者である当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、平成 20 年 11 月下旬に第三者である算定人として KPMG 税理士法人に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として当社株式の価値の算定を依頼し、平成 21 年 1 月 22 日、KPMG 税理士法人より株式価値算定書を取得しました。KPMG 税理士法人は当社の株式価値を算定するにあたり、市場株価平均法及び DCF 法を用いて当社の株式価値の算定をいたしました。市場株価平均法は、当社の収益性、資産性、将来性等の様々な要素が反映された資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法であります。また、DCF 法は、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の事業計画に基づく当社の事業の将来像を反映した価値算定が可能な算定手法であります。KPMG 税理士法人は、市場株価平均法では、平成 21 年 1 月 22 日を基準日として、当社の大阪証券取引所における 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の単純平均株価を基に、当社株式 1 株当たりの価値のレンジを分析しております。また、DCF 法では、当社の事業計画等の情報に基づき、当社株式 1 株当たりの価値を算定しております。当該算定書によると、当社の株式 1 株あたりの株式価値は、市場株価平均法では 62 円から 92 円、DCF 法では 165 円から 182 円のレンジで算定されております。

当社は、KPMG 税理士法人が提出した株式価値算定書を参考にしうえて、過去の当社株式の株価動向や、本公開買付けが当社株式の上場廃止を企図したものであり、上場廃止となった場合には、投下

資本の回収の機会を事実上限定するという点において、既存株主への影響が大きいこと等を勘案し、既存株主に対して適切なプレミアムを付加した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を平成 21 年 1 月 23 日の当社取締役会において 175 円に決定しました。なお、本公開買付価格については、平成 20 年 12 月に、独立した第三者であるなぎさ監査法人に対して、財務的見地から公正であるか否かについての意見（フェアネスオピニオン）を求め、平成 21 年 1 月 23 日に、財務的見地から公正であるとの意見（フェアネスオピニオン）を得ております。また、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所より法的助言を取得するなど、当社取締役会が公正かつ合理的な判断を行うために必要な情報収集にも努めてまいりました。

当社取締役会は、当該算定内容の他、上記の情報収集により取得した情報を参考として、本公開買付けにつき慎重に協議を行った結果、本公開買付価格及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、平成 21 年 1 月 23 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施する意を表明する旨の決議をしております。

なお、本公開買付価格は、当社が本公開買付けを実施することを決定した日（平成 21 年 1 月 23 日）の前営業日である平成 21 年 1 月 22 日までの当社株式の大阪証券取引所における終値の 1 ヶ月単純平均である 62 円、同 3 ヶ月単純平均である 79 円及び 6 ヶ月単純平均である 92 円に対して、それぞれ 182.26%、121.52%及び 90.22%のプレミアムを加えた金額となります。

(ii) 利益相反を回避するための措置

当社の代表取締役である平山秀雄は、当社の代表取締役社長兼株主であり、本公開買付けに応募しないことを確約していること及び本公開買付けに応募しないことを確約している株式会社インタープランニングの代表取締役であることに鑑み、特別利害関係を有するものとして上記決議及び審議には参加しておりません。また、上記決議が行われた当社取締役会には、平山秀雄を除く当社取締役及び監査役的全員が出席し、決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議されております。さらに、当社のいずれの監査役も当社が本公開買付けを実施することに賛成する旨の意を表しております。

(iii) 買付価格の適正性を確保する客観的状況

また当社は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに関する公開買付期間を 30 営業日と設定しております。公開買付期間を比較的長期間にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。

③ 算定機関との関係

KPMG 税理士法人は、当社の関連当事者には該当いたしません。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	3,012,000 株	一株	3,012,000 株

(注 1) 発行済株式総数に対する割合 27.04% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注 2) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の総数が買付予定数 (3,012,000 株) に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。) 第 21 条に規定するあん分比例の方法により、株式の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。但し、株式会社インタープランニング (平成 20 年 9 月末日現在の株式所有割合 26.32%)、当社の代表取締役社長平山秀雄 (同日現在の株式所有割合 16.47%)、申碩憲氏 (同日現在の株式所有割合 16.00%)、金福烈氏 (同日現在の株式所有割合 3.59%)、申明順氏 (同日現

在の株式所有割合 2.60%)、申明恵氏 (同日現在の株式所有割合 2.60%) 及び申明夏氏 (同日現在の株式所有割合 2.60%) は、本公開買付に応募しないことを確約しており、本公開買付けは、これら創業者一族等を除く株主の皆様に対して、実質的に上限を設けずに行う公開買付けとなります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、当社は、法令の手続に従い当該株式を買い取ります。

(5) 買付け等に要する資金 582 百万円

買付代金 (円)	527, 100, 000円
買付手数料	50, 000, 000円
その他	5, 000, 000円
合計	582, 100, 000円

(注1) 「買付手数料」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注2) 「その他」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注3) その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は公開買付終了後まで未確定です。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(6) 決済の方法及び開始日

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
復代理人を通じて応募された場合は、下記の復代理人を通じて決済をいたします。

(復代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 決済の開始日 平成21年3月16日 (月曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地 (外国人株主の場合はその常任代理人の住所) 宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします (注)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額 (買付価格が1株当たりの資本金等の額を超える部分につき原則として、その差額の7%に相当する金額) が差し引かれます。なお、外国人株主

のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人に対して平成 20 年 3 月 9 日（公開買付終了日）までに租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成 21 年 3 月 13 日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

（ご参考）平成 21 年 1 月 23 日現在の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	10,830,920 株
自己株式数	307,790 株

以 上